

伊豆市民間宅地開発支援補助金交付要綱

令和4年5月26日
伊豆市告示第111号

(趣旨)

第1条 この告示は、伊豆市総合計画に位置づける拠点性の高いエリア等において、民間開発によるゆとりある良好な居住環境の創出を推進し、移住及び定住の促進を図るため、当該エリア内において宅地造成の整備を行う事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地をいう。
- (2) 宅地造成 宅地造成等規制法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。
- (3) 事業者 宅地の供給を目的とした宅地造成を行い、造成した宅地を販売する者をいう。
- (4) 道路 事業者が新設する道路のうち、宅地造成後に市に帰属するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 次に掲げるいずれかの区域（以下「対象区域」という。）に宅地造成事業地の全部又は一部が含まれること。
 - ア 伊豆箱根鉄道修善寺駅からおおむね半径1kmの区域
 - イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の2の規定による特定用途制限地域のうち、土肥小中一貫校、天城小学校及び中伊豆小学校周辺における、地域生活地区の区域
 - ウ 牧之郷地区将来まちづくり構想図においてゾーニングされている区域のうち、緑地ゾーンを除く区域
 - エ 市から払い下げを受けた土地の区域

(2) 事業面積が1,000平方メートル以上の新たな宅地造成であること。

2 前項の規定にかかわらず、伊豆市土地利用事業の適正化に関する要綱（平成20年伊豆市告示第21号）別表第2第3項に規定する区域を含む事業は、補助の対象としない。

(補助金の額)

第4条 事業者に対する補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) ア及びイの合計額とし、500万円（事業面積が5,000平方メートル以上の場合、750万円）を上限とする。
 - ア 道路整備に係る面積1平方メートル当たり5,000円
 - イ 調整池整備に係る面積1平方メートル当たり6,000円
 - (2) 区画（200平方メートル以上の面積の区画に限る。）1区画当たり50万円とし、500万円（事業面積が5,000平方メートル以上の場合、750万円）を上限とする。
- 2 前項第1号のア及びイの額に1,000円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てた額とする。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として事業を開始する4ヶ月前までに、事業計画について市長と協議するものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に

掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 宅地造成の計画書
- (3) 宅地造成予定箇所が対象区域に該当することがわかる位置図
- (4) 伊豆市都市計画法に基づく開発行為等事務処理要領（平成20年伊豆市告示第27号）第8条第1号に定める市から発行された許可の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定を受けた事業に係る都市計画法第35条の2第1項の変更の許可を受けようとするとき。
- (2) 補助金の額の増額又は20パーセントを超える減額をしようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったとき。

（変更交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による変更等の内容を認めたときは、変更決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、事業が完了した日から30日を経過した日又は事業の完了に係る会計年度が終了した日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 平面図及び求積図
- (3) 完成設計図書
- (4) 工事写真及び竣工写真
- (5) 実績報告の対象となる土地の土地登記事項証明書の写し
- (6) 都市計画法第36条第2項の検査済証の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容の審査及び現地調査等により適当であると認めたときは補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第12条 前条の交付の確定通知を受けた者は、補助金を請求しようとするときは、補助金支払請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り

消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 前項の規定による取消しは、補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条に規定する補助金の交付の決定の取消しを行ったときは、この告示による補助金の交付を受けた者に対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項に規定する返還は、補助金返還命令書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（適用除外）

第15条 伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金交付要綱（令和元年伊豆市告示第51号）により補助金の交付を受けた者は、第4条第1項第1号の補助を受けることができない。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年6月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効の際現に補助金の交付決定を受けているものについては、なおその効力を有する。